



鳥取県公報

平成12年 1月25日(火)
第 7 1 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更（農村整備課）..... 1
	土地改良法による換地計画の決定（6件）（ク）..... 1
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（ク）..... 4
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）..... 4
◇ 公安規則	没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 （捜査第一課）..... 5
◇ 調達公告	落札者の決定（病院局総務課）..... 5

告 示

鳥取県告示第27号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業勝部地区農業用排水、農道整備及び区画整理）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年 1月26日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
青谷町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区洗井工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年 1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年1月26日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
岩美町役場
- 4 異議の申し立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区第4工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年1月26日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
名和町役場
- 4 異議の申し立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る印賀地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成12年1月26日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
日南町役場
- 4 異議の申し立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第31号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る美用地区第1工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第32号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る美用地区第2工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第33号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大河原地区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおりに縦覧に供する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

4 異議の申し立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第34号

鳥取県中央農業協同組合が行う土地改良事業に係る沢山地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年1月26日から20日間

3 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び北条町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第35号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年1月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡中山町羽田井字下イノコ堀1424の3（国有林。次の図に示す部分に限る。）、1424の4から1424の6まで（以上3筆国有林）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年1月25日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

鳥取県公安委員会規則第1号

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

没収保全等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則（平成4年鳥取県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕という。）第25条第1項を「〔麻薬特例法〕という。）第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）第23条第1項」に改め、同条第2号中「刑事部、防犯部、警備部及び交通部」を「生活安全部、刑事部、交通部及び警備部」に改める。

第2条中「法第24条第1項又は第2項」を「麻薬特例法第19条第1項若しくは第2項又は組織的犯罪処罰法第22条第1項若しくは第2項」に改める。

別記様式中「第25条第1項」を「第19条第3項及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第23条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成12年2月1日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年1月25日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

- | | |
|----------------------|---------------------------------|
| (1) 調達件名及び数量 | X線テレビ装置 一式 |
| (2) 契約方式 | 一般競争入札 |
| (3) 落札決定日 | 平成11年12月22日 |
| (4) 落札者の氏名及び住所 | 株式会社自治体病院共済会
東京都千代田区紀尾井町3-27 |
| (5) 落札価格 | 64,058,400円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| (6) 入札公告日 | 平成11年11月9日 |
| (7) 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| (8) 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立厚生病院事務部管財課
倉吉市東昭和町150 |